

仙台市発注工事において配置技術者の雇用要件を緩和する運用を延長して試行します。

平成25年3月  
仙台市 契約課  
技術管理室

平成24年6月から試行している配置技術者の雇用要件の緩和を、平成25年度も延長して実施します。

#### 〈緩和措置の内容〉

◎開札日の前日において入札参加者と直接的な雇用関係にあること。

#### 〈対象となる工事〉

◎東日本大震災に係る災害復旧・復興工事

・条件明示等により雇用関係要件の緩和の対象となる記載がされている工事であること。

#### 〈延期対象期間〉

◎平成25年4月1日から平成26年3月31日までに入札公告又は指名通知を行う工事において延長試行します。

※総試行期間は平成24年6月1日から平成26年3月31日までとなります。

#### 〈緩和にあたっての条件〉

◎直接的な雇用関係の確認

(1) 公共職業安定所(ハローワーク)を通じた新規雇用に限定します。

(2) 提出資料

- ・ハローワークが発行する紹介状の写し
- ・入札参加者と配置技術者の直接的な雇用関係を確認できる書類(健康保険, 厚生年金保険資格取得確認, 標準報酬決定通知書等)

(3) 提出時期

・一般競争入札: 入札参加資格審査時, 指名競争・随意契約: 入札(見積)時

#### 【お問い合わせ先】

財政局契約課工事契約係 電話 022-214-8125

都市整備局技術管理室 電話 022-214-8290